

平成30年度 事業計画

I 基本方針

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

そのためには、包括的な相談支援システムの構築、高齢・障がい・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指していくこととなります。こども・高齢者・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」が実現できるよう、地域包括ケアシステムの強化のため「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制をつくっていかねばなりません。

地域共生社会とは制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

このような背景をもとに天王寺区社会福祉協議会では平成29年10月より大阪市から『生活支援体制整備事業』を受託し、生活支援コーディネーターを平成29年11月より配置しました。生活支援コーディネーターは、在宅生活を継続するために日常的な生活支援を必要とする高齢者の方に、多様な事業主体による支援体制を提供できるように、地域資源の把握・ネットワーク化や地域資源・サービスの開発等のコーディネート機能を担います。介護予防機能や閉じこもり予防については、昨年より取り組んでいる「地域と協働した新たな介護予防事業・いきいき広場」も引き続き行ってまいります。また、地域による見守りネットワーク強化事業については、受託より4年目を迎え、地域とともに見守りの体制づくりを天王寺区の実情にあった形で提案していきます。

天王寺区社会福祉協議会は、これからも「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティの実現」を目指し、地域福祉活動や地域づくりの支援を行い、以下の視点を忘れることなく地域福祉の充実に努めてまいります。

天王寺区社会福祉協議会が大切にしたい6つの視点

- ① 一人ひとりの暮らしを大切に作る仕組みをつくる
- ② 同じ課題を抱える人たちを中心としたつながりをつくる
- ③ 多様な人・組織の強みを生かした活動参加と協働をすすめる
- ④ 福祉の心を育み学びの機会をつくる
- ⑤ 地域と社会福祉施設・福祉サービス事業者の交流と連携を強める
- ⑥ 災害時に誰も取り残されない地域をつくる

II 事業の概要

1. 法人独自の活動

(1) 法人運営事業

①組織強化

1)適正な法人運営、透明性の向上、コンプライアンスの遵守

2)財源確保への努力

賛助会員の拡充による、組織の基盤強化と自主財源の確保。

3)関係団体などとの連携強化

各種事業の推進に向け、地区社会福祉協議会をはじめ、社会福祉施設連絡会、関係団体・機関などとの連携強化。「地域活動協議会」への協力。

4)事務局基盤の強化

ア. 法人による研修及び各種研修会等への参加促進と、人材育成の強化。

イ. 災害や事故の対応、個人情報の管理など危機管理体制の強化。

ウ. 防災や災害への対応に向けた区役所とのさらなる連携強化。

②広報・啓発・調査活動の推進

1)広報活動

区社協だより「ゆうあい」の発行、ホームページやフェイスブックを活用し、区社協や地域の活動の「見える化」を図る。

ホームページについては、若者を中心に使用が拡大しているウェブサイトのスマートフォンからの閲覧を見やすくするなど、SNSへの対応を強化した。

2)啓発活動

区・各地域での催し等において、社会福祉協議会の活動・地域包括支援センターの事業紹介・認知症への理解や高齢者の権利擁護・介護予防やボランティア活動などの普及啓発の実施。

3) 調査活動

住民にとって役立つ、身近な福祉関係情報や資料の収集・提供。

(2) その他

①区社会福祉大会の開催

②認知症サポーター養成講座の実施

- 1) キャラバンメイトとの協働による、定例講座・出前講座の開催。
- 2) 就労している方が参加しやすいよう、夜間や土曜日にも講座を開催。

③認知症サポーターフォローアップ講座の実施

認知症に関する知識の向上や対応力を高め、認知症のご本人やその家族を支えようと思われる方を対象に、フォローアップ講座を開催し、支援グループへの参加を促進する。

④「天王寺区ロバの会」への活動支援

認知症の方やその家族を支援するための活動に対して、活動調整や、学習・交流の場の提供

⑤「ゆうあいカフェ」「老人福祉センターカフェ」の実施

気軽に集える場として、ボランティアによるカフェを開催。

地域包括支援センター、認知症初期集中支援事業と協働し、相談窓口の機能を持つ。

⑥「いきいき広場」の実施 **《独自事業》**

平成29年度より高齢者の閉じこもり等による生活の不活発を予防し、要支援・要介護状態への変化を少しでも遅らせるために、各地域とともに地域における集いの場として「いきいき広場」を実施する。平成30年度はさらに地域と協働して行く。

実施場所 : 各地域の会館

実施内容 : 「いきいき百歳体操」と地域が行うプログラムを実施

各地域と共催して、前半30分いきいき百歳体操を行い、後半30分程度は、地域のニーズに合わせたプログラムを実施する。

実施頻度 : 毎回1時間、毎月1回（年間10回程度）

2. 地域の福祉にかかわる活動

(1) 地域福祉活動支援事業

①地域福祉活動の推進

住民が生きがいをもって安心して生活できるよう、住民のニーズに適切なサービスを結びつけていく支援活動及び地域住民の参加と協力による支えあい、助けあいによ

る推進体制を整備する活動の充実への取り組み。

- 1) 地区社会福祉協議会の活動、「地域活動協議会」等への協力・支援
- 2) 地域の福祉課題の把握及び課題の検討
- 3) 地区社会福祉協議会会長会の開催
- 4) 各地区社会福祉協議会総会及び「地域活動協議会」等への参画
- 5) 各地域で行われているサロン活動、いきいき広場等の連絡会や研修会の開催

②第5期天王寺区地域福祉アクションプラン（天王寺愛あいプラン）の推進

地域住民の参画と協働のもと、アクションプラン推進委員会を核として天王寺区役所、各種団体、関係機関と協働し、支えあい助けあい住民みんなで安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現。

基本理念

- 1) お互いを理解し合い、大切にしようまち
- 2) みんなで支えあい、必要なサービスが十分に受けられるまち
- 3) 子どもをはじめ、みんなが生涯地域に愛着と誇りを持ち、夢を持って暮らしている福祉のまち

取り組み課題

- 1) 高齢・障がい・子育て、班員が地域の福祉リーダーとして活躍できるように、学習を重ねる。平成30年度は、班員学習会を2回開催予定。
- 2) 子育て愛あいフェスティバルの開催支援。
- 3) 障がいのある方との交流を通して、障がいへの理解を深めることを目的とした、「ボッチャ出前」や「レクリエーション広場」の支援、また、障がいについて理解を深める学習会の開催
- 4) 障がいのある方の社会参加促進支援や相談窓口の周知
- 5) 「安心・安全カード」の周知支援

③福祉教育支援

- 1) 区内小・中学校、団体、地域における高齢者や障がい者との交流を通じて相互理解を深める福祉学習の支援、職業体験学習の支援。
- 2) 認知症高齢者への理解を促す「子ども向け認知症サポーター養成講座」の開催。

④高齢者福祉関係事業

- 1) 高齢者福祉月間関連事業の実施
- 2) 区内百歳高齢者への長寿お祝い訪問など

⑤異業種交流会《独自事業》

天王寺区内にある企業、NPO、団体、学校等が社会福祉協議会と協働し、区内の課題について取り組む仕組みをつくる。定期的に交流会を開催し、福祉について理解を

深めていく。

(2) 共同募金配分金事業

- ①共同募金事業に対する周知・啓発活動等への協力
- ②区配分金に関する大阪府共同募金会への配分申請と報告
- ③区社協の各種事業への募金配分と事務
- ④地域団体の各種事業への募金配分と事務支援

(3) 善意銀行の運営

- ①預託金品（寄付）の受付と、児童・青少年の育成事業、福祉施設・福祉活動団体への事業や区内の必要とされる方々への払出（活用）。
- ②区域で福祉ボランティア活動を行う団体・ボランティアグループに対して「福祉ボランティア活動応援資金」による助成の実施。

(4) 地域福祉推進基金事業（ボランティア・市民活動センターの運営）

ボランティア活動の拠点としての役割を果たすために、様々な活動に関する相談・支援活動、情報提供の拡充やボランティアの育成の実施。

- ①ボランティア需給調整
- ②ボランティア情報紙の発行（年6回：偶数月）
- ③ボランティアグループの支援（仮）ボランティアフェスティバル開催
- ④ボランティア講座の開催 「災害ボランティア養成講座」「初心者向け手話講座」等
- ⑤ボランティア交流会の開催（毎月第4水曜日）
- ⑥ボランティア保険取扱業務
- ⑦福祉ボランティア活動応援資金受付業務
- ⑧その他助成金の周知案内
 - 1) 世代・障がい・性別を超えて、地域での交流の場づくり、子育て支援環境の拡充
 - 2) ホームページや広報紙を活用した地域福祉活動の紹介、情報発信の拡充
 - 3) 共に助けあいまちづくり・要援護者のネットワークづくりをベースに、さらに取り組みを推進

(5) 老人福祉センター事業

利用者や地域のニーズを踏まえ、高齢者の生きがいと健康づくり、仲間づくりの支援をはじめ、地域活動活性化につながる団塊・シニア世代の人材確保と育成に向け、関係団体や機関との連携により実施する。また、地域支援の一環として、法人との協働で介

護予防の取り組みを実施する。

- ①高齢者のニーズに合致した講演会、講習会、教養講座の開催
- ②高齢者のニュースポーツ大会やレクリエーション活動の提供
- ③高齢者の生活全般に関する情報の収集及び提供
- ④老人クラブ活動の育成・支援
- ⑤高齢者の地域福祉活動、その他自主的活動の支援
- ⑥高齢者ボランティア活動の支援
- ⑦老人福祉センターカフェの定期開催による高齢者の相談体制の拡充
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施
- ⑧いきいき百歳体操、ニコニコ健康体操など定期的な運動による介護予防の実施
- ⑨「すこやかシニア教室」の実施
- ⑩法人との協働での、アウトリーチによる地域支援の実施

(6) その他事業

①福祉活動推進事業・青少年育成団体等への支援の実施

高齢者などの福祉活動事業・青少年の育成などを支援するため、青少年団体等区内各種団体や高齢者等福祉活動推進事業への助成を行います。

- 1) 区老人クラブ団体への支援及び事業助成
- 2) 身体障がい者団体への支援及び事業助成
- 3) 母子寡婦団体への支援及び事業助成
- 4) 青少年関係団体への支援及び事業助成
- 5) 精神障がい者関係団体との協力、支援活動
- 6) 各種社会福祉団体への事業助成

②在宅福祉サービス事業の実施

- 1) 車椅子貸出事業
- 2) ゆうあい杖の交付
- 3) 徘徊認知症高齢者位置情報探索事業

3. 介護保険など住民の暮らしを支える活動

(1) 居宅介護支援事業

要介護状態となった方と契約を結び、可能な限り在宅生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成とサービス提供。

(2) 地域包括支援センター事業

基本4事業

①高齢者・高齢者の家族に対する総合的な相談・支援

1)出張相談の実施

各地域の「ふれあい喫茶」等に出向き、総合相談を実施。

2)相談や交流の場づくり

ゆうあいカフェ（認知症カフェ）、老人福祉センターカフェの開催

3)出前講座の開催

「高齢者食事サービス」や「いきいき広場」など、地域や関係団体において、介護や認知症など高齢者に関する講座の実施。

4)その他

天王寺区家族介護者の集い「和みの会」への参加支援や、関係団体が主催する「歯の健康展」や「みんなの健康展」への参加・出展

②要支援(介護認定の要支援1・2)の方や、事業対象者(基本チェックリストを実施し、介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判断された方)のケアプランの作成

③虐待の防止・早期発見等の権利擁護

④包括的継続的ケアマネジメント支援

1)地域ケア個別会議等を通じた支援困難ケースへのケアマネジメント支援

2)地域づくりをめざした関係機関との連携

3)自立支援型ケアマネジメントのための会議〈新規事業〉

高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための会議の推進に取り組む。

その他

①家族介護支援事業の実施

1)総合相談窓口(ブランチ)と共催し、家族介護者のための講座を開催

認知症強化型地域包括支援センターの運営

《市からの特名事業》

認知症初期集中支援推進事業を実施する地域包括支援センターを認知症施策の推進拠点と位置付け「認知症強化型地域包括支援センター」を設置。当センターに「認知症施策推進担当」を配置し、地域の認知症の方の発見力や認知症対応力の強化に向けた仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の方の早期把握や適切な支援につなぐ取り組みを進める。

認知症初期集中支援推進事業(天王寺区ゆうあいオレンジチーム)

《市からの特名事業》

地域包括支援センターのある社会福祉法人に認知症初期集中支援チームを設置。

チームは、医療福祉介護等の資格をもつチーム員2名以上と、チーム員医師(認知症サポート医)で構成。認知症初期の方を適切な支援機関に結び付けると共に、若年性認知

症の方の支援を行う。また、住民や関係機関への普及啓発等に取り組み、認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続ける地域体制を構築する。

(3) あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護に資することを目的として、これらの人々が自立した地域生活を送れるよう、本人との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等のサービスの提供。

(4) 生活福祉資金貸付事務事業

離職者、低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする事業。

(5) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化学業《市からの特名事業》

誰もが安心安全に暮らせる地域社会の実現に向けた要援護者の見守りの機能強化のため、地域と行政に求められている以下の公共的課題に向けて、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現を図ることを目的とする事業。区社協に「見守り相談室」を設置し、各地域の見守り体制の強化に向けて取り組む。

公共的課題

①地域に埋もれている要援護者を把握すること。

⇒ 機能①「要援護者の名簿の整備」

平成30年度は、高齢・身体障がい・精神・知的障がい及び難病の方で、新規対象者となった方に見守り等同意確認意向調査を実施。名簿の整備及び更新をし、協力団体へ提供する。また、平成30年度より同意確認の訪問を行っていた訪問調査員を廃止し、新たに見守り支援ネットワークを配置し。同意訪問調査と同時に支援が必要な方の早期発見と、機能②の役割を果たす。

名簿を活用した地域の見守り体制の構築。

②要援護者を適切な支援につなげます。

専門機関と連携し、要援護者と地域とのつながりを構築

⇒ 機能②「孤立世帯への専門的対応」

③徘徊等に対する地域内での支え合いを推進すること。

⇒ 機能③「認知症高齢者の徘徊保護強化」

徘徊のおそれのある対象者の事前登録及び家族等への事業周知の強化及び徘徊

徊見守りメール協力者の理解・普及の推進

(6) 生活困窮者自立相談支援事業(相談支援) 《(社福) 大阪自彊館と共同体》

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的とし、谷間のない包括的な相談支援体制を構築する事業。

(業務内容)

- ①生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握する。
- ②相談内容によっては、相談窓口で継続して支援を行う場合や、他制度の相談窓口等へつなぐ場合があり、総合的な課題を有している場合など継続的に支援を行う場合は、おかれている状況や本人の意思を十分に確認した上でプランを作成する。
- ③必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

(7) 生活支援整備体制事業 (平成29年10月～新規受託) 《市からの特名事業》

今後さらに増加する高齢者の生活支援ニーズに応えるため、住民主体のサービスを始め、ボランティアやNPO、民間企業など、多様な事業主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援する。

①ニーズと地域資源の把握

- 1) 地域住民および関係機関に向け、本事業の周知活動を継続する。
- 2) 高齢者の日常生活におけるニーズを調査・分析する。
- 3) 現在の生活支援・介護予防サービス等、地域資源の状況を把握・発掘する。

②地域資源の拡充および開発

- 1) 既存の地域資源の活性化や拡充のための支援を行う。
- 2) 新たな地域資源の立ち上げに向けた取り組みモデルを検討する。

③サービス実施情報の周知等

- 1) 既存の地域資源、新たに立ち上げたサービス等について整理する。
- 2) 地域住民や関係機関に向けて分かりやすい形で発信するとともに、利用にあたっての調整を行う。

④協議体会議の定期開催

- 1) 行政ならびに地域包括支援センターをはじめとする関係機関・地域住民とともに、地域の情報や課題を共有し、今後の方針を検討する場を設ける。

(8) 社会福祉法人大阪府共同募金会 天王寺地区募金会事業の受託

- ①地区募金会の運営……理事会の開催など
- ②共同募金業務……募金目標額の設定、募金の収納・送金業務など
- ③広報・啓発業務……広報・啓発活動、情報開示など
- ④会計業務……事務経費の執行、予算決算処理など

(9) 日本赤十字社大阪府支部 天王寺地区事業の受託

- ①社資の受付と送金に関する事務
- ②地区分交付金に関する事務
- ③収支伝票の作成と収納簿への記載
- ④会計処理